令和4年第4回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和4年12月14日

目 次

| 議会議案第5号関係 | 1 |
|-----------|---------|
| 議会議案第6号関係 | 1 2 |
| 議会議案第7号関係 | 1 5 |

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例について

1 提案の理由

個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項

- 3 条例の概要
 - (1) 主な用語について、定義を置くこととした。(第2条関係)
 - (2) 茅ヶ崎市議会(以下「議会」という。)は、その保有する個人情報の適正な取扱いが 確保されるよう必要な措置を講ずるものとすることとした。(第3条関係)
 - (3) 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないこととし、当該特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととするとともに、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないこととした。(第4条関係)
 - (4) 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき等を除き、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならないこととした。(第5条関係)
 - (5) 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないこととした。(第6条関係)
 - (6) 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこととした。 (第7条関係)
 - (7) 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないこととした。(第8条関係)
 - (8) 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこと等とした。(第9条関係)

- (9) 個人情報の取扱いに従事する職員又は職員であった者等は、その業務に関して知り 得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない こととした。(第10条関係)
- (10) 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保 に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるも のが生じたときは、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護する ため必要なこれに代わるべき措置をとるとき等に該当する場合を除き、本人に対し、 その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこととした。 (第11条関係)
- (11) 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を 自ら利用し、又は提供してはならないこととし、議長が本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき等に該当すると認めるときで、本人又は第三者の権利利益を不当 に侵害するおそれがあると認められないときは、利用目的以外の目的のために保有個 人情報を自ら利用し、又は提供することができること等とした。(第12条関係)
- (12) 議長は、利用目的のために、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとすることとした。(第13条関係)
- (13) 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとすることとした。(第14条関係)
- (14) 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。) を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。) に提供してはならないこと等とした。(第15条関係)
- (15) 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該 匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しては

ならないこと等とした。(第16条関係)

- (16) 議長は、個人情報を取り扱い事務(氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を検索することができる形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録票を作成しなければならないこと等とした。(第17条関係)
- (17) 何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができること等とした。(第18条関係)
- (18) (17)の請求(以下「開示請求」という。)は、開示請求をする者の氏名及び住所又は居所等を記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないこと等とした。(第19条関係)
- (19) 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報等(以下「不開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないこと等とした。(第20条関係)
- (20) 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に 対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこと等とした。(第21条 関係)
- (21) 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であって も、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対 し、当該保有個人情報を開示することができることとした。(第22条関係)
- (22) 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとした。(第23条関係)
- (23) 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的(一部の利用目的を除く。)及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならないこととし、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき((22)の開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを

- 含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知 しなければならないこととした。(第24条関係)
- (24) (23)の各決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日 以内にしなければならないこと等とし、事務処理上の困難その他正当な理由があると きは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、そ の場合は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により 通知しなければならないこととした。(第25条関係)
- (25) 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障 が生ずるおそれがある場合には、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部 分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内 に開示決定等をすれば足りることとし、その場合は、開示請求者に対し、理由等を書 面により通知しなければならないこととした。(第26条関係)
- (26) 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下(53)を除き「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができること等とした。(第27条関係)
- (27) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行うこと等とした。(第28条関係)
- (28) 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が(27)の開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないこと等とした。(第29条関係)
- (29) (27)の規定により保有個人情報が記録されている文書(複写したものを含む。)の 写しの交付を受ける開示請求者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければな らないこととした。(第30条関係)
- (30) 何人も、自己を本人とする開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定(以下(37)、(45)及び(56)において「開示決定」という。)に基づき開示を受けた保有個人情報等の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができること等とした。(第31条関係)

- (31) (30)の請求(以下「訂正請求」という。)は、訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所等を記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないこと等とした。(第32条関係)
- (32) 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めると きは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保 有個人情報の訂正をしなければならないこととした。(第33条関係)
- (33) 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、 訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知し なければならないこととし、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、そ の旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこ ととした。(第34条関係)
- (34) (33)の各決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならないこと等とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、その場合は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととした。(第35条関係)
- (35) 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとし、その場合は、訂正請求者に対し、理由等を書面により通知しなければならないこととした。(第36条関係)
- (36) 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする決定に基づく保有個人情報の 訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提 供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとすることとした。(第37 条関係)
- (37) 何人も、自己を本人とする開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき等に該当すると思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができること等とした。(第38条関係)
- (38) (37)の請求(以下「利用停止請求」という。)は、利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所等を記載した書面を議長に提出してしなければならないこととし、この場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければな

- らないこと等とした。(第39条関係)
- (39) 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると 認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、 当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないこと等とし た。(第40条関係)
- (40) 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととし、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととした。(第41条関係)
- (41) (40)の各決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならないこと等とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、その場合は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととした。(第42条関係)
- (42) 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止 決定等をすれば足りることとし、その場合は、利用停止請求者に対し、理由等を書面 により通知しなければならないこととした。(第43条関係)
- (43) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用 停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第9条第1項の規定は、適用しないこととした。(第44条関係)
- (44) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用 停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、審査請求が不適法 であり、却下する場合等を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しな ければならないこと等とした。(第45条関係)
- (45) (26)の規定は、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する 裁決をする場合等について準用することとした。(第46条関係)
- (46) 保有個人情報(茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第5条に規定する非公開情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、(17)から(42)までの規定の適用については、議会に保有されていないものとみなすこととした。(第47条関係)

- (47) 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)を しようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有 個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講 ずるものとすることとした。(第48条関係)
- (48) 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。)又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととした。(第49条関係)
- (49) 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができることとした。(第50条関係)
- (50) 議長は、毎年度、個人情報の取扱いに関する事務の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとすることとした。(第51条関係)
- (51) この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとした。(第52条関係)
- (52) 議会の事務局の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,00円以下の罰金に処することとした。(第53条関係)
- (53) (52) に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第 三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は5 00,00円以下の罰金に処することとした。(第54条関係)
- (54) 議会の事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する 目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したと きは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処することとした。(第55 条関係)
- (55) (52)から(54)までの規定は、茅ヶ崎市の区域外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用することとした。(第56条関係)
- (56) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処することとした。(第57条関係)
- (57) 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会は、(44)の規定による諮問に応じ、審査 請求について調査審議すること等とした。(附則第4項関係)
- (58) この条例は、一部の規定を除き令和5年4月1日から施行することとし、所要の

経過措置を設けることとした。

改 TF. 改 IF. 前

(茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正) (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 諮問実施機関 次のアからエまでに掲げるものをいう。
 - ア 茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第17条 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第3条第2 項に規定する実施機関をいう。)
 - イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105 条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をし た実施機関(個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年茅ヶ崎 市条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。)
 - ウ 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年茅ヶ崎市条 例第 号)第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長
 - エ 茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第23 条の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第2条第1項に 規定する実施機関をいう。)
 - (2) 行政文書 茅ヶ崎市情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定 等に係る行政文書(同条例第3条第1項に規定する行政文書をいう。) をいう。
 - (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、 第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正 決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1 項に規定する保有個人情報をいう。)又は茅ヶ崎市議会の個人情報の保 護に関する条例第20条第1項第5号ア、第35条第1項若しくは第4 2条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等 に係る保有個人情報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をい う。)をいう。
 - (4) 特定歴史公文書等 茅ヶ崎市公文書等管理条例第17条に規定する利

(定義)

- めるところによる。
- (1) 諮問実施機関 次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア 茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第17条 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第3条第2 項に規定する実施機関をいう。)
 - イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105 条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をし た実施機関(個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年茅ヶ崎 市条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。)
 - ウ 茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第23 条の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第2条第1項に 規定する実施機関をいう。)
- (2) 行政文書 茅ヶ崎市情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定 等に係る行政文書(同条例第3条第1項に規定する行政文書をいう。) をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、 第94条第1項又は 第102条第1項に規定する開示決定等、訂正 決定等又は 利用停止決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1 項に規定する保有個人情報をいう。)

をいう。

(4) 特定歴史公文書等 茅ヶ崎市公文書等管理条例第17条に規定する利

用決定等に係る特定歴史公文書等(同条例第2条第4項に規定する特定 歴史公文書等をいう。)をいう。

(設置)

- て調査審議するため、審査会を設置する。
- (1) 茅ヶ崎市情報公開条例第17条第1項
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条 第1項
- (3) 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項
- (4) 茅ヶ崎市公文書等管理条例第23条

用決定等に係る特定歴史公文書等(同条例第2条第4項に規定する特定 歴史公文書等をいう。)をいう。

- 第3条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求につい 第3条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求につい て調査審議するため、審査会を設置する。
 - (1) 茅ヶ崎市情報公開条例第17条第1項
 - (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条 第1項
 - (3) 茅ヶ崎市公文書等管理条例第23条

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例参照条文

○地方自治法

- <u>第十四条</u> <u>普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を</u>制定することができる。
- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

個人情報の保護に関する法律施行条例において保有個人情報の開示請求に係る手数料の額が無料とされたことを踏まえ、茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例においても保有個人情報の開示請求に係る手数料を徴収しないこととするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項

- 3 条例の概要
 - (1) 茅ヶ崎市議会が保有する個人情報の開示請求に係る手数料は徴収しないこととした。(第5条関係)
 - (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

- 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程を廃止する告示について

1 提案の理由

茅ヶ崎市個人情報保護条例の廃止に伴い、茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程を廃止するため提案する。

2 告示の概要

- (1) 茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程(平成8年茅ヶ崎市議会告示第1号)は、廃止することとした。
- (2) この告示は、令和5年4月1日から施行することとした。